

少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議報告書

平成 29 年 9 月 14 日

少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議

「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」

メンバー名簿

座長	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
メンバー	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	水口 啓子	株式会社日本格付研究所審議役兼チーフ・アナリスト
	唯根 妙子	一般財団法人日本消費者協会専務理事
	吉村 雅明	ミリマン 日本における代表

（敬称略・五十音順）

はじめに

平成17年保険業法改正により制度が創設された少額短期保険業者については、それまで共済事業を行っていた者に関して、激変緩和のため、保険引受けの上限金額に経過措置が規定された。

この経過措置は、平成24年保険業法改正により一度延長され、平成30年3月末にその期限が到来することとなっている。

こうした中、当有識者会議は、

- ・少額短期保険業者の経過措置の取扱い
- ・延長する場合の経過措置の内容

を議論することを目的として設置され、審議を行った。その中で、日本少額短期保険協会や経過措置を適用している少額短期保険業者（以下「経過措置適用業者」という。）から経過措置に関する要望を聴取し、隣接業界からも意見を聴取した。

本報告書は、当有識者会議における検討結果をとりまとめたものである。今後、関係者において、適切な制度整備が進められることを期待する。

1. 少額短期保険制度の概要

平成17年改正前の保険業法において、「保険業」は「不特定の者を相手方」とする保険の引受けと定義されており、「特定の者を相手方」とする保険の引受けを行う共済は、保険業法上の「保険業」に該当せず、保険業法の適用がなかった。

このような状況の中で、根拠法のない共済については、平成10年頃から、規模や形態の多様化が進み、伝統的な共済とは異なるものが増加した結果、契約者保護等の観点から問題との指摘がなされるようになった。

こうした状況を受けて、平成17年の保険業法改正において、根拠法のない共済の受け皿として少額短期保険制度が創設された。

少額短期保険業者については、制度創設時、当時の根拠法のない共済が、特定のニーズに対応する保険商品を提供する担い手としての役割を

果たしていたこと等に鑑み事業規模が小さいものでも参入可能な制度設計が望ましいとされた。例えば、最低資本金が1,000万円とされているほかセーフティネット(保険契約者保護機構)の対象外となっている。このように保険会社と規制が異なるのは、保障が少額かつ短期のもので万一の事業者の破綻等の際に顧客が被る損失が限定されるのであれば、契約者の自己責任を問うことも可能であるとの理由からであった。

制度創設時、少額短期保険制度は、それまで共済事業を行っていた者にとって、規制の枠組みを大きく変更するものであったことから、新制度への円滑な移行のため、激変緩和措置が設けられた。具体的には、保険の上限金額について、本則の引受金額の5倍(医療保険は3倍)とする経過措置(7年間)が規定された。

この経過措置は、平成24年保険業法改正において、適用期間が平成30年3月31日まで5年間延長されている。

その際、平成25年3月末時点で存在していた既契約については、それを更新する際の金額として、引き続き、本則の5倍(医療保険は3倍)までとされた。また、平成25年4月1日以降に締結される新規契約については、本則の3倍(医療保険は2倍)までの経過措置が認められることになった。

2. 少額短期保険業者の現状

少額短期保険業者の業者数は、近年増加傾向にあり(平成29年8月末時点で95社)、本則の範囲内で保険の引受けを行う者の数は増大している。

また、少額短期保険業者の収入保険料も、近年増加傾向にある(平成28年度で815億円)。このうち、損害保険が全体の収入保険料の88%を占め、生命保険は8%、医療保険は4%を占めている(いずれも平成28年度)。

こうした中、少額短期保険業者は、特殊なリスクへの対応や簡素な商品性など、保険会社が必ずしも提供しない特定のニーズに応えた少額・短期の保険商品を提供する担い手として、一定の評価がなされているも

のと考えられる。

経過措置の利用状況については、本則を超過する金額で引き受けられた保険契約は、被保険者ベースで、平成 25 年 3 月末時点では約 290 万人存在していたが、平成 29 年 3 月末時点では約 166 万人となっている（平成 29 年 3 月末時点の経過措置適用業者数は、15 社である）。

このうち、特に既契約については、例えば、保険会社の保険に加入しなおすことが容易でない、いわゆる再加入困難性¹のある契約や、少額短期保険業者の保険のみを取扱う特定の代理店を通じて提供されている契約等が存在しているものと考えられる。

また、意見聴取した経過措置適用業者からは、経営の安定性の確保の観点から、本則超過での新規契約の引受けが重要との意見が出された。

3. 今後の経過措置の取扱い等について

日本少額短期保険協会からは、経過措置の内容について、平成 30 年 4 月 1 日以降に締結される新規契約は本則の 2 倍、平成 30 年 3 月末時点で存在している既契約は平成 30 年 3 月末時点の契約金額以下での更新とした上で、期間延長（5 年間）の要望が出された。また、経過措置適用業者からも、経過措置について、期間延長の要望があった。これに対し、隣接する生命・損害保険業界からは、経過措置は既に長期にわたっており激変緩和としての役割を十分に果たしているため、本則に戻るべきとの意見が出された。

前述のとおり、少額短期保険業者については、提供する保障が少額かつ短期であるために、セーフティネットの加入等が義務付けられておらず、事業規模の小さい者でも参入が可能な枠組みとなっている。こうした枠組みを前提に、経過措置は新制度への円滑な移行のため、激変緩和措置として設けられたものである。これらの制度趣旨に照らせば、引受上限金額は、可能な限り早期に本則に収束させるべきであると考えられ

¹ 例えば、生命・医療保険において、被保険者が、保険加入当初よりも高齢になったり、健康状態が悪化したりしている場合に、従来と同じ条件（保険料・保険金額）で保険会社の保険に加入しなおすことが容易でない状態のことを指す。

る。しかし、上述のとおり、本則を超過する保険金額で引き受けられた保険契約は、減少しているものの被保険者ベースで約 166 万人と相当数存在している。したがって、保険契約者等への影響を踏まえると、現時点で直ちに本則に収束させることには困難な点があり、本則を原則としつつも、日本少額短期保険協会の要望にあるとおり、上限金額を縮小しつつ更に経過措置を延長（5 年間）することもやむをえないものと考えられる。

経過措置の具体的内容として、平成 30 年 3 月末時点で存在している既契約については、上記の再加入困難性等に鑑み、日本少額短期保険協会の要望のとおり、原則、平成 30 年 3 月末時点の保険金額以下での更新等を認めることが考えられる。

新規契約については、現状、本則超過での引受けが平成 28 年度の一年間に被保険者ベースで約 66 万人と相当数ある中で、顧客や代理店等から、本則の範囲内の保険契約しか引き受けられないことについて理解を得ることには、さらに一定の時間がかかるものと考えられ、本則超過での引受状況等を踏まえると、経過措置の内容としては、日本少額短期保険協会の要望である、上限金額を一律本則の 2 倍とすることが妥当なものであると考えられる。

4. 経過措置延長に関する留意点

経過措置適用業者においては、例えば、保険会社の免許の取得や保険会社との連携など、今回の経過措置の後に本則に円滑に移行するための対応を、経過措置終了を待つことなく検討していくことが期待される。

また、一般に少額短期保険業者においては、セーフティネットの対象外であることを顧客に対し周知徹底するとともに、少額、短期などの商品特性について顧客に対し適切に説明を行う必要がある。それに加えて、特に、経過措置適用業者においては、顧客に対して、経過措置適用期間中に限って経過措置の上限金額の引受けを行うことが可能であることを十分に説明する必要がある。

当局においても、本則への円滑な移行の観点から、経過措置適用業者が経過措置終了を見据えた検討や経過措置を適用している契約者等への対応等（上記の説明を含む）を適切に実施しているかを的確にモニタリングすることが強く求められる。

（以 上）

意見聴取対象者リスト

- 経過措置を適用している少額短期保険業者
 - ・ SBI いきいき少額短期保険株式会社
 - ・ 株式会社宅建ファミリー共済
 - ・ 日本共済株式会社
 - ・ 株式会社ビバビーダメディカルライフ
- 日本少額短期保険協会
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 外国損害保険協会
- 住友生命保険相互会社

少額短期保険業者に対する規制の概要

	少額短期保険業者	保険会社
参入要件	登録制	免許制
最低資本金等	1,000万円	10億円
生損兼営	生保・損保商品の両者の引受け可能(兼営可)	生保・損保商品の両者の引受け不可(兼営不可)
商品審査	届出	認可(一部届出)
保険計理人の要件	・アクチュアリー会の正会員であって保険数理業務に3年以上従事する者 ・アクチュアリー会準会員であって保険数理業務に5年以上従事する者	アクチュアリー会の正会員であって保険数理業務に7年以上従事する者
外部監査	資本金3億円以上は必置	必置
セーフティネット(契約者保護機構への加入)	非対象(注)	対象
事業規模	年間収受保険料50億円以下	制限なし
保険金額の上限(本則)	死亡保険:300万円 傷害死亡保険:600万円 医療保険:80万円 損害保険:1,000万円	制限なし
保険期間の上限	生命保険:1年 損害保険:2年	制限なし
運用資産の範囲	安全資産(預金、国債等)に限定	原則制限なし

(注) 少額短期保険業者は、1,000万円に加えて前年度の年間収受保険料の5%の供託を行う必要。また、普通約款の中で、自然災害により巨額の損失を被った場合等における保険料の増額又は保険金の削減に関する事項を定める必要。

少額短期保険業者に対する経過措置の概要

制度導入時(平成18年4月1日～25年3月31日)

平成18年4月1日時点で共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受可能な保険の上限金額については、激変緩和のため、25年3月までの時限措置として、いずれも被保険者1人あたり本則の5倍(医療保険は3倍)とする経過措置が認められていた。

保険種類	本則	経過措置
死亡	300万円	1,500万円
傷害死亡	600万円	3,000万円
医療	80万円	240万円
損害保険・低発生率保険	1,000万円	5,000万円
総枠限度(注)	1,000万円	5,000万円

(注)別枠となっている低発生率保険を除いた合計額

平成24年保険業法改正後(25年4月1日～)

既契約(25年3月31日時点で締結されていた契約。その後更新等が行われたものも含む)に関しては、被保険者1人あたり、従来通り本則の5倍(医療保険は3倍)、新規契約に関しては、本則の3倍(医療保険は2倍)として、経過措置を5年(30年3月まで)延長。

保険種類	本則	経過措置 (既契約)	経過措置 (新規契約)
死亡	300万円	1,500万円	900万円
傷害死亡	600万円	3,000万円	1,800万円
医療	80万円	240万円	160万円
損害保険・低発生率保険	1,000万円	5,000万円	3,000万円
総枠限度(注)	1,000万円	5,000万円	3,000万円

(注)別枠となっている低発生率保険を除いた合計額

少額短期保険業者の現状等

